

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成 18 年 3 月 15 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「特殊教育室」を「特殊教育室、全国産業教育フェア推進班」に改める。

第4条中第32号を第33号とし、第27号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 県立学校の設置及び廃止に関すること。

第7条第3号を次のよう改める。

(3) 県立学校の学科編成に関すること。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

概要説明

総務課

1 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成19年度全国産業教育フェア開催準備に向けた推進班を県立学校教育課に設置するため。
- (2) 「県立学校の設置及び廃止に関すること」を県立学校教育課から総務課へ移管するため。

2 改正案の概要

- (1) 第3条の表中「特殊教育室」を「特殊教育室、全国産業教育フェア推進班」に改める。
- (2) 第4条の総務課の分掌事務に「(27) 県立学校の設置及び廃止に関すること。」を加え、第7条の県立学校教育課の分掌事務「(3) 県立高等学校の設置及び廃止並びに学科編成に関すること。」を「(3) 県立学校の学科編成に関すること。」に改める。

3 添付資料

- (1) 新旧対象表

沖繩県教育庁組織規則新旧対照表

改正案

現行

(課及び係等の設置)
 第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係、室、班又はセンターを置く。

総務課	給与係、企画広報班、教育情報システム室
財務課	係、算係、振興係
施設課	係、成係、企画係
福祉課	係、福祉係
県立学校教育課	係、人事係、普通教育班、職業教育班、高校教育改 革班、全国産業教育センター推進班
義務教育課	係、義務教育班
保健課	係、学校体育班、健康教育班、スポーツ振興班、全 国高校振興班
生涯学習振興課	係、社会教育班、生涯学習班、生涯学習推進セ ンター
文化課	文化係、文化財係、記念物係

(総務課の分掌事務)

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(25) 略
- (26) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (27) 県立学校の設置及び廃止に関すること。
- (28) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (29) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (30) 議会に関すること。
- (31) 教育事務所に関すること。
- (32) 災害対策の総括に関すること。
- (33) 他課の所管に属さない事務に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(2) 略
- (3) 県立学校の学科編成に関すること。
- (4)～(13) 略

(課及び係等の設置)

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる係、室、班又はセンターを置く。

総務課	総務係、給与係、企画広報班、教育情報システム室
財務課	係、算係、振興係
施設課	係、成係、企画係
福祉課	係、福祉係
県立学校教育課	係、人事係、普通教育班、職業教育班、高校教育改 革班、特殊教育室
義務教育課	係、義務教育班
保健課	係、学校体育班、健康教育班、スポーツ振興班
生涯学習振興課	係、社会教育班、生涯学習班、生涯学習推進セ ンター
文化課	文化係、文化財係、記念物係

(総務課の分掌事務)

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(25) 略
- (26) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (27) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (28) 教育に係る調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (29) 議会に関すること。
- (30) 教育事務所に関すること。
- (31) 災害対策の総括に関すること。
- (32) 他課の所管に属さない事務に関すること。

(県立学校教育課の分掌事務)

第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(2) 略
- (3) 県立高等学校の設置及び廃止並びに学科編成に関すること。
- (4)～(13) 略

(注) 対照箇所にはアンダーラインを引くこと。